

令和 7 年度
丸森町地域おこし協力隊制度を
活用した地域活性化等業務
プロポーザル要項

令和 7 年 1 月
丸森町企画財政課

1 要項の主旨

地域おこし協力隊（以下、「協力隊」という。）制度を活用し、丸森町（以下、「町」という。）の地域の活性化等に資する取組を実施しようとする団体を募集するもの。その活動内容及び支援、応募要件、手続き等を定めるもの。

2 協力隊の行う活動内容

以下に該当する活動を行うものとする。

- ① 地域の活性化に資する活動のうち、公益性を有する活動
- ② 地域力の維持・強化に資する活動のうち、公益性を有する活動

3 団体の役割

団体が協力隊を受け入れるにあたって果たすべき役割は以下のとおりとする。

- ① 協力隊の募集・採用活動
- ② 協力隊の生活・活動環境支援（労務環境整備、労務管理等）
- ③ 協力隊の活動サポート（協力隊の活動への随行等）
- ④ 隊員との定期的な面談の実施
- ⑤ 町を始めとした関係者や隊員との定期的な情報交換のための環境づくり
- ⑥ 各種研修等への参加支援（協力隊の育成）
- ⑦ 協力隊と地域、活動に係る関係者との関係構築支援
- ⑧ 協力隊の活動成果の発表、広報機会のセッティング及びフォロー
- ⑨ 町との連絡、調整

4 協力隊の派遣期間

協力隊として委嘱した日から、令和 8 年 3 月 31 日まで。

※ただし、3 に掲げる事項が適切に実施されていると認められる場合は、委嘱期間を延長する場合がある。

5 応募要件

以下に定める事項をすべて満たす団体であること。

- ① 町内に事務所がある団体であること。ただし、レターボックスや私書箱等郵便物受取用の所在地を事務所とするものは除く。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律

第 225 号) に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ④ 公募開始の日の 6 か月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- ⑤ 町発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は町発注の請負・委託等契約に係る入札参加一次停止措置要領に該当する者でないこと。
- ⑥ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団員又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

6 手続き等に関する事項

① 連絡先

担 当 課 丸森町企画財政課企画班
郵便番号 981-2192
住 所 丸森町字鳥屋 120
電 話 0224-72-3024
ファックス番号 0224-72-1540
電子メールアドレス kikaku@town.marumori.miyagi.jp

② 応募様式等の交付期間及び方法

令和 7 年 1 月 14 日（火）から令和 7 年 1 月 24 日（金）まで丸森町ホームページに掲載するほか、町企画財政課窓口で配布する。

③ 交付書類

- ア 令和 7 年度丸森町地域おこし協力隊制度を活用した地域活性化等業務プロポーザル要項（本書） 1 部
- イ 企画提案仕様書 1 部
- ウ 評価基準書 1 部
- エ 各種様式（様式第 1 号～7 号） 各 1 部
- オ 参考資料：地域おこし協力隊の受入れに関する手引き（第 5 版）

※総務省 作成 1部

カ 参考資料：丸森町地域おこし協力隊設置要項 1部

キ 参考資料：丸森町地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱 1部

7 プロポーザルに関する質問の受付

- ① 令和7年1月20日（月）12時00分までに、6に記載した企画財政課企画班の電子メールアドレス宛てに、様式第1号に質問事項を記載し、送付すること。
- ② 電子メールによる送付が困難な場合は、質問を記載した様式第1号を町企画財政課までファックス又は直接持参すること。
- ③ 質問への回答は個別には行わず、提出された質問に対する回答をまとめ、令和7年1月21日（火）17時00分に、町ホームページ及び町企画財政課前に掲示する。

8 参加資格の確認申請について

- ① 本件プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第2号）に次に掲げる申請書等を添付し、企画財政課企画班まで郵送又は直接持参し、参加資格の確認を受けること。
なお、複数の者が共同して応募する場合は、代表者1名が共同する者の申請書を取りまとめ、提出すること。
ア プロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第2号） 1部
イ 団体に関する調書（様式第3号） 1部
ウ 誓約書（様式第4号） 1部
エ その他参考資料（団体の活動が分かるパンフレット等） 1部
- ② 提出期間 令和7年1月20日（月）から令和7年1月24日（金）17時00分まで
※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- ③ 参加資格の確認結果は令和7年1月28日（火）17時00分までに町からプロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第2号）に記載された電子メールアドレス宛に電子メールで通知する。
- ④ 参加資格確認申請書提出後以降に本件プロポーザルへの参加を取りやめる場合は参加辞退届（様式第7号）を提出すること。

9 提案書の提出について

- ① 次に掲げる提出書類を、企画財政課企画班に直接持参又は郵送すること。
 - ア 企画提案書（送付鑑）（様式第5号）
 - イ 企画提案書（様式第6号 別紙1の1）
 - ウ 活動計画書（様式第6号 別紙1の2）
 - エ 団体の事業報告書又はこれに類するもの（直近のもの）
 - オ 団体の活動計算書又はこれに類するもの（直近のもの）
 - カ 本プロポーザルに係る独自提案事業説明書（任意様式 A4 サイズで作成）
- ② 提出部数 7部（正本1部、副本6部）
- ③ 提案書作成に当たっての注意事項
 - ア A4 縦長左綴じ（ホチキス止め）
 - イ 提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替えは認めない
 - ウ 提出された提案書及び添付資料は返却しない
 - エ 提出された提案書及び添付資料は、本プロポーザルに係る業務にのみ使用する。
 - オ 提案書及び添付資料の記載事項は、提案者が全て履行可能な内容であること。
 - カ 提案書及び添付資料の記載内容は別紙企画提案仕様書の通りとする。
- ④ 提出期限 令和7年2月7日（金）17時00分まで
※郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。
- ⑤ 参加資格の確認を受けた者で、提出期限内に提案書等の提出が無い場合は、参加を辞退したものとみなす。

10 プレゼンテーションについて

- ① 9の①のカに定める本プロポーザルに係る独自提案事業説明書をもとにプレゼンテーションを実施する。
- ② 日時 令和6年2月14日（金）13時00分から
- ③ 場所 場所等の詳細については、別途参加者に通知する。
- ④ 出席者数 各団体1名まで
- ⑤ 説明時間 25分程度（プレゼンテーション15分以内、質疑応答10分程度）
- ⑥ プロポーザル参加者に求められる義務
参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

11 団体の選定について

- ① 本町職員による選定委員会を設置し、企画提案書等を審査する。最も評価点の高い者を協力隊の受入団体（以下、「受入団体という。」）として選定する。
- ② 企画提案等提出者が5者以上となった場合は、選定委員会が企画提案書の書類審査を行い、上位4者以上に対してプレゼンテーションの参加資格を与える。企画提案等提出者が5者未満の場合、書類審査は行わない。
- ③ 審査においては最低基準点をあらかじめ定め、それ以上の点数を得た提案者の中から選定する。
- ④ 評価点が同一の者が2者以上あるときは、企画内容の評価が高い者を選定する。
- ⑤ 受入団体の選定後に、選定された団体が辞退又は募集要項の選定基準を満たさないことが判明した場合は、最低基準点以上の点数を得たもののうち、次順位の者を選定する。
- ⑥ 審査は非公開とする。

12 評価に関する事項

- ① 評価基準は別紙評価基準書のとおりとする。
- ② 提案書の内容に未記入箇所がある場合及び添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- ③ 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

13 結果の通知

令和6年2月21日（金）17時00分までにすべての参加者に対し、町からプロポーザル参加表明書兼参加資格確認申請書（様式第2号）に記載された電子メールアドレス宛に電子メールで通知する。併せて、町ホームページ上に選定の結果を掲載する。

なお、選定結果に関する異議等は受け付けない。

14 募集活動の実施について

受入団体として選定された者は、受入団体として決定した旨を通知された日以降に、募集活動を開始することができることとする。

なお、募集活動の開始に当たっては、事前に町企画財政課企画班まで、具体的な募集の方法等について企画提案書に基づく協議をすることとする。

15 その他

① 失格要件

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 代理人でその資格のない者が行った場合
- ウ 本件プロポーザルの手続きについて不正行為を行った場合
- エ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- オ 氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- カ 1人で2つ以上の提案をした場合
- キ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- ク 前各号に掲げるものの他、競争の条件に違反した場合

② プロポーザル手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続きを行うことができないとき。

③ 参加資格のはく奪

①のうち、アからエ及びクに該当する失格要件において提案が無効となった場合及び②のうちアに該当したことでプロポーザル手続きが中止となった場合、該当の者から今後町が実施する協力隊募集プロポーザルへの参加資格を永久にはく奪する。

④ 留意事項

- ア 提出された資料は返却しない。
- イ 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- ウ 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、適切に管理するものとする。
- エ 提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。